

体ニ依リ異ナレリト虽大概團體員一人ニ付  
一月二十銭乃至三十銭ヲ徴スルモノニシテ稀  
ニ五十銭或ハ一月ヲ徴スルモノナキニアラズ  
而シテ本邦ノ労働團體トシテハ未ダ労働争  
議ヲ目的トシテ基金ノ積立ヲ為スモノ至テ少  
キカ如キモ現在ニ於テ有スル労働團體ノ基本  
金ハ二百円内外ノモノ多ク稀ニハ二千円、五  
千円、八千円、一万円ヲ有スルモノアリ基本金

多額ヲ有スル團體ハ比較的穩健ナルモノトス

### 第五、労働團體ノ活動（其二）

#### (1) 闘争的行為

大正七年前ニ於ケル労働團體綱領会則ハ扶  
助共済ヲ目的トシタルモノ多ク從テ其ノ行  
動モ穩健ナリシカ時代思潮ノ変遷ニ伴ヒ形